

「入門」の再検討（1）

岩元 修一*

A reexamination of the legal proceedings *Irikado* (1)

IWAMOTO Shuichi*

論文要旨 本稿は日本中世の訴訟手続きの一つである「入門」（いりかど）について、関係史料を順次取り上げ再検討を加え、訴訟手続きの総体的な理解に資そうとするものである。ここでは関係史料のうち「沙汰未練書」と「国分氏古文書」の記述を対象にして再検討を行うものである。

はじめに

本稿は日本中世の訴訟手続きの一つである「入門」（いりかど）について、関係史料を順次取り上げ再検討を加え、訴訟手続きの総体的な理解に資そうとするものである。再検討に際して本稿が大きく注目するのは、「入門」手続きが一方の主張のみで裁許に至ったいわゆる「一方的裁許」であったのか否かという点である。以下の再検討においては、「入門」を確認できる史料に即して相論の経過を細かく検討し、対決（問答）といった手続きの有無を明らかにすることで「一方的裁許」か否かを判断するという方法をとりたい。最初に「入門」手続きに関する研究史の整理を試み、本稿の課題を明確にしておこう。

「入門」について最初に言及されたのは石井良助氏である。「沙汰未練書」の「越訴」の項目に出てくる記述に即した指摘（この点、第1章で詳述）(1)であったが、ここでは具体例に即した検討はなされていない。その後、石井氏の理解をふまえ、「入門」と「入理非」という「中世の「裁判」に対する二つの立脚点を異にした理念」の違いに注目されたのが笠松宏至氏である。笠松氏は「実質的な制度と手続きに裏づけられた裁断を意味した」のが「入理非」であり、「中世的理非とは、証文と証言の究明によって立証される「事実」の世界であった」のに対して、「入門」は「むしろ「観念」の場における正邪の裁断」である

と指摘された(2)。しかし、笠松氏の論証が簡潔なこともあり、「入門」では「証文と証言の究明」はどのようになされたのか、「実質的な制度と手続き」はどのように関わっていたのか、言い換えれば裁く側は訴人と論人の主張に対してどのように対応していたのか、なお再検討の余地を残しているように思われる。

理念の相違を主張される笠松氏の理解を否定して新たな見解を提示されたのが新田一郎氏である。新田氏の理解を簡単に整理するのは困難だが、鎌倉時代の後半に「入門」の手続きが成立する点に注目し、特に「入理非」手続きを具体的に検証して、相論の初期の段階で限定された論点について「肝要」の沙汰を行うのが「入門」手続きであり、そこで対応できない場合に、それまでの論点から更に別の論点に問題領域を拡張するのが「入理非」手続きであることを論証された点(3)は重要である。

新田氏の理解については各史料の検討箇所ですべて具体的に言及することにしたいが、ここでは「「入門」手続は「一方的裁許」でありえたが、常に「一方的」な沙汰であったわけではない（傍線は引用者による）(4)、また「「入門」手続を「片面的訴訟」「一方的裁許」の範疇で捉えるのが妥当でないことは実例に徴して明らかである。「入門」手続の特色をなす「肝要」の沙汰についてみても、「片面的」「一方的」であるか否かが問題なのではなく、「一方的裁許」であってさえ、一定の形式的要件を具備していることによって実質的な機能が期待される、ということが肝心なのである」（傍線は引用者による）(5)とも指摘される。

(2021年1月19日受理)

*宇部工業高等専門学校 一般科

では、「入門」手続きは「一方的裁許」だったのであるか。「一方的裁許」と「一方的な沙汰」の記述に違いはあるのかなど注意が必要だが、「ありえた」という表現からは、「一方的裁許」が実際の審理で確認できるのかどうか、新田氏が14世紀の「入門」関係史料のすべてについて検討結果を示されていないこともあり、なお再検討の余地を残しているように思う。

ここでは、裁判を決する「切り札」が一般的に通用すると期待される「肝要」の沙汰として成立することで、「切り札」を適用する「入門」手続きは必ずしも一方的な「理不尽」な判断とはならない、それなりの審理を経た判断として正当化されるという見通しが想定されていることを確認しておこう。新田氏によると、「中世の裁判の機能を論ずる上で、「一方的裁許」か否か、ではなく、一般性をもった正当化の「切り札」を有するか否か、のほうの有効な対比軸であることを、示している」(6)とされるが、本稿では一方的か否かも含めて訴訟制度の実態面の更なる分析が必要との立場で検討を加えることにしたい。

前記の新田氏の指摘にある「「一方的裁許」であってさえ、一定の形式的要件を具備していることによって実質的な機能が期待される、ということが肝心なのである」という箇所に従えば、この「入門」の審理は「一方的裁許」であっても「一定の形式的要件を具備」すれば「実質的な機能」を期待される場合があったということになる。だが、果たしてそうだったのか、という疑問を解消するためには、「入門」手続きが具備したと新田氏が指摘された「一定の形式的要件」の究明が必要であろう。本稿で「入門」手続きが「一方的裁許」であるか否かを明らかにするために、対決(問答)といった手続き(一定の形式)に注目する所以である。

その後、14世紀の「入門」を検討されたのが長又高夫氏である。長又氏の指摘も多岐にわたるが、詳細は各史料の検討箇所而言及することにし、ここでは「入門」の審理について長又氏が「「入門」を対象とする審理は、通常一方の訴訟当事者の要請に応じて行われていたが、**史料A**(小論で掲出する[史料3]一引用者注)の如く、裁判権者の独自の判断で行われる場合もあった様である」(7)と指摘された点に注目しておきたい。長又氏によると、「入門」手続

きは通常一方当事者の要請で行われたとのことであるが、後述のように一方の訴訟当事者の「入門」要求をうけて裁く側が「入門」手続きにより裁決に至った事例は管見の限り確認できないのである。「入門」手続きについては再検討の必要があるといえよう。

以上の整理から明らかなように、「入門」手続きについては、いまだ裁く側についてみても訴人と論人の主張に対してどのように対応していたのか、未解明の点が少なくない。本稿では前述したように相論の経過を細かく検討し、可能な範囲で当事者の主張を確認する(8)とともに、対決(問答)といった手続きの有無を明らかにすることで「一方的裁許」か否かを検証することにした。

第1章では「沙汰未練書」と「国分氏古文書」の記述を対象にする。「入門」の意味について説明しているのが「沙汰未練書」であり、裁く側である幕府の対応を早い段階でうかがえるのが「国分氏古文書」の記述だからである。

1. 「沙汰未練書」に見える「入門」の再検討

鎌倉時代の末期に成立したといわれる「沙汰未練書」の越訴沙汰に関する箇所を示す。

[史料1] 「沙汰未練書」の越訴沙汰事(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』岩波書店、1957年、①～⑦の番号と傍線は引用者による、<>は割注を示す)

一、越訴沙汰事 ①被成御下知之後、②不及覆勘沙汰者、③属越訴方ニ、先御沙汰参差之由、以委細申状、越訴頭人ニ申之、④所申有其謂者、内談之時、先以入門有其沙汰<⑤入門トハ肝要事也>、⑥先度御沙汰落居事書ヲ召渡後、越訴申状勘合、⑦内談之時、誠先度沙汰眼前有参差之儀者、被下御教書、重所経御沙汰也、次第之沙汰之躰、引付同前、

最初に「入門」という語句について確認する。石井良助氏は、「沙汰未練書」の異本には「入門トハ勘肝要也」とある割注を参照しつつ、「されば入門をもって沙汰すとは、要点について沙汰するというような意味であったのではあ

るまいか」(9)との推測を記された。これをうけて笠松宏至氏は、「沙汰未練書」の底本と異本の「両者に名詞と動詞の差はあるが、何れにせよ中世において「入門＝肝要＝たいせつな箇所・要点」の語義が用いられたことを立証するもっとも直接的な根拠であることは疑いない」(10)と指摘された。以降の研究ではこの笠松氏の理解が継承されているが、本稿では改めて石井良助氏の指摘に注目する。具体的には、異本で確認できる「入門」の「入門トハ勸肝要也」という割注の箇所注目する(11)。

この異本について編者の説明をみると、「恐らく本書(沙汰未練書—引用者注)の古い形を伝えたものと考えられ、「略本ながら貴重な異本である」(12)という。ここから「入門」の説明として割注に注目すると、すでに述べた古い形を伝えるという異本にある(ア)肝要を勧える(手続き)という用法と、[史料1]の傍線⑤の(イ)肝要という二つの用法を確認でき、異本が古い形を伝えるという指摘から、(ア)肝要を勧える(手続き)の用法が最初に生まれ、その後(イ)肝要の用法が成立したと理解できるのではあるまいか。

では[史料1]に関する先学の解釈を整理する。ここでは、石井良助氏、新田一郎氏、長又高夫氏の理解を示す(以下の傍線および番号は引用者による)。

[引用①] 石井良助氏の理解(13)

越訴を提起するには、まず訴人は「越訴方」(局)において、先沙汰に「参差」すなわち不当の子細がある旨を委細の申状、すなわち「越訴状」をもって訴訟奉行に申立てるのである。越訴奉行が越訴に一応の理由ありと認定するときは、①該越訴は内談の席に移され、ここにおいてまず「入門」をもって沙汰があり、その場で先度沙汰落居事書と越訴状とを考えあわせて、もし先沙汰に顕然な不当(「眼前之参差」)があれば、御教書を下して、重ねて沙汰を経しめる。おそらくほかの一方引付に移送するのであろう。先沙汰にこのごとき不当の点なしと認められたときは、越訴はこれを却下する。

[引用②] 新田一郎氏の理解(14)

即ち越訴頭人に提起され、「有其謂」と判断された越訴については、②まず「内談」の座で「入門」を以て「越訴申状」と「先度御沙汰落居事書」とをつきあわせた審

理が加えられ、原判決に「眼前有参差之儀」とされた場合に初めて御教書が下されて越訴は本格的な再審査の過程に移行するのである。「先度沙汰」(原判決)の記録と越訴申状とを勘合して行われる「入門」の沙汰は、事案そのものの内容に立ち入ったものというよりは、原判決に対する「越訴申状」の反駁の可否を予備的に審理するものと考えられ(後略)

[引用③] 長又高夫氏の理解([史料1]の傍線①から③の部分に関する理解は省略、②・③は長又氏による)(15)

②越訴頭人が勘案し、原判決の非理を認めた案件は、「内談」(評定衆の宗たる者による会議)に上程される。

③A「内談」の席では、通常の場合、まず「入門」を以て審理が為され、それが終わると、原判決(「先度御沙汰落居事書」と今回提出された「越訴申状」が越訴方に下され、両者の「勘合」が行われる。

Bもし「内談」に上程された時点で、原判決の非理が歴然たる場合は越訴方に直ちに御教書が下され、審理のやり直しが命じられる。(後略)

検討するのは[史料1]の傍線④・⑥・⑦の理解である。

まず訴訟手続きの流れから確認しておこう。越訴申状の主張に「有其謂」と判断された場合、「内談」で「入門」の沙汰があり(傍線④)、「先度御沙汰落居事書」(原判決)と「越訴申状」の「勘合」が行われ(傍線⑥)、「内談」で「先度御沙汰落居事書」(原判決)に「眼前之参差」(顕然な不当)があれば、御教書を下して重ねて沙汰へ(傍線⑦)というものである。

この理解について[引用①]の傍線①の石井氏の解釈と[引用②]の傍線②の新田氏の解釈をみると、両者は同じで一連の手続きとして記述されていることがわかる。これに対して長又氏の場合、[引用③]の③のAの「原判決の可否を慎重に検討すべき場合」と、③のBの「原判決の非理が明白で、即座に審理のやり直しが求められる場合」という区分がある。

そこで[史料1]に即して新説である長又氏の理解を検討してみよう。最初に流れを図示して示す。

傍線④: 所申有其謂⇒内談⇒以入門有沙汰、⇒傍線⑥: 「先度御沙汰落居事書」(原判決)と「越訴申状」の「勘合」

傍線⑦：内談

長又氏は傍線④・⑥について「内談」の席では、通常の場合、まず「入門」を以て審理が為され、それが終わると、原判決（「先度御沙汰落居事書」）と今回提出された「越訴申状」が越訴方に下され、両者の「勘合」が行われる」という。この部分が「原判決の当否を慎重に検討すべき場合」との解釈であるが、この解釈が成立するために必要な「当否を慎重に検討」と記述した箇所を〔史料1〕には確認できない。むしろ慎重に検討すべき場合については傍線⑦の反対解釈、つまり“もし先沙汰に顕然な不当（「眼前之参差」）がない場合、御教書を下して重ねて沙汰を行わない”という理解が想定可能なのではなかろうか。また、長又氏の③のAによると、「入門」での審理が終わると越訴方に関係書類が下されるとの理解であるが、「それが終わると」と解釈できる明確な記述を〔史料1〕に確認できず、さらに〔史料1〕の傍線⑥の「召渡」の前後に越訴方の記述も確認できない。

以上の点をふまえると、〔史料1〕の傍線④の「内談」で「入門」をもって行う沙汰の内容について、傍線⑥は単に「先度御沙汰落居事書」（原判決）と「越訴申状」の「勘合」と記しており、この結果をうけた対応として傍線⑦が記されていると理解できるのではなかろうか。ここでは傍線④～⑦の部分が「所申有其謂者」、つまり「越訴に一応の理由ありと認定する時」（〔引用①〕）の手続きを記していることを確認しておきたい。

次に長又氏は、〔引用③〕の理解を前提に、「原判決と「越訴申状」との勘合といった実質的な審理は「越訴方」で行われた」、「現行法でいう所の訴訟要件の存否を判定することこそが、「越訴沙汰」における「入門」＝「肝要」であったのではないだろうか」（16）とされる。しかし、すでに検討したように〔史料1〕の傍線⑥は「内談」の場で「入門」の手続きによって行われるというのが本稿の理解であった（17）。そこでなされる「勘合」とは、論点を拡大して証拠を新たに集めたり当事者の主張を再度聴取して実質的な審理をやり直すものではなく、「肝要」の点に即して両方の書類のみを照らし合わせて審理するものという新田氏の理解に従っておいてよいのではなかろうか。

2. 「国分氏古文書」に見える「入門」の再検討

最初に史料を示そう。

〔史料2〕 宇佐宮領条々写（国分氏古文書、渡邊正男前掲注（8）論文52頁掲出史料による、①～④の番号と傍線は引用者による、字体を改めた箇所がある）

宇佐宮領条々

一御家人等知行分事

或為代々没収之地被付給人、或依神官供僧之咎、被成関東御下文所々、輒難被付社家、但於年貢并神役者、任先例可勤仕也、若令難泐者、可被處罪科之由、可相触之、

次、自社家相伝買得地事

或掠給安堵御下文、或雖過知行之年記、同任旧規可被付社家、但雖為一円神領、自天福・寛元以前、充其所勤来御家人役之地者、今更不可有相違、

子細同前、

一非御家人・凡下輩知行分事

或帶下知状、或雖過知行之年記、糺明本跡、可被沙汰付社家、

一本領令寄進地事

凡下輩分可令注進之、

一社壇造営并祭祀事

嚴密可申沙汰之由、可相触奉行人大宰少貳貞経、

一宮崎 高良 香椎 安楽寺領等事

社家雜掌等及訴訟者、同可令致其沙汰也、

此沙汰、元亨三年九月八日①入門御引付仁両方被召合天、

②旨趣者、奉行人契道披露被申畢、

同月十六日御評定ニ合テ、年貢者本所雜掌仁可請取之、於下地者、③入理非可番之旨、奉行人披露、仍御教書ヲ被成云々、

④奉行人大保六郎入道契道被成之、

〔史料2〕（18）については渡邊正男氏の研究により、「宇佐宮領条々」から「同可令致其沙汰也」までの記述と、次の「此沙汰」以下の記述は性質を異にすることが明らか

となった。この結果、「宇佐宮領条々写」の内容である正和の神領興行法と「入門」が密接な関係にあるという従来の理解は成立しないという。この点、小論は渡邊氏の理解に従う。

そこで〔史料2〕について経過を確認する。なお、以下の記述の典拠については、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ六』所収「国分文書」の番号で示す。〔史料2〕に関わる相論は、薩摩国国分寺領における国分友任の追捕・放火狼藉等停止を求め（検断沙汰）、国分友貞が兄友任を元亨二年（1322）十二月日付で鎮西探題に訴えたことに始まる（四二号）。友任は度々の召文に応ぜず、参対しながら陳状に及ばない中（八・九・六六～七三号）、ようやく元亨三年（1323）五月二十五日付で友任が請文を提出した（一〇号）。それによると、国分寺領は一円神領で、友任は本所の下文を所持しているが、友貞は新儀を構え御家人領として所役を勤仕していると掠め申しているので、自分は陳謝しようと思っていたところ、安楽寺から子細を申されたので、そちらの相論の結果によるべきだろうか、放火・刃傷の篇については友貞の狼藉であることが明らかなので、友任が先日、守護方に提訴し審理の最中、今の守護は差支えがあると虚言を構え、友貞は鎮西探題に提訴したことなどが記されていた。

果たして同年五月日付で安楽寺雑掌祐舜が一円神領を根拠に国分寺領の下地、年貢をめぐり国分友貞を訴えた（一一号）。これをみると、①預所職は本所が補任し年貢等を究済してきたが、②前預所の友貞は年貢を納めず本所の命に背いたことから改替され、去年正月に友任が任命されたこと、③友貞が刃傷狼藉等に及んだので友任が守護方に提訴している最中、友貞が当寺領等は武家進止であると（鎮西探題に）提訴し兄弟で相論に及ぼうというのは奸曲であること、④甲乙人等の争いは寺家で審理するのが故実であり、どうして友任・友貞に限り寺家を離れて自由相論をするのか、⑤下地は神領なので、下地相論は寺家の沙汰として対応したいこと、⑥狼藉等を行い名主・百姓等の未進年貢について提訴した友貞は追放されるべきこと、⑦仏神事以下の所役を閑怠し名主等に対して年貢未進の件を争っている、関東代々不易御下知の旨に任せて友貞の濫訴を停止し、年貢未進については当預所に対して究済するように触

れてほしいことなどを主張したことがわかる。

その後、国分友貞は、友任が論旨・六波羅御教書を獲得して鎮西探題の一番引付に施行を求めたので、自分の相論と一緒に二番引付で審理するように元亨三年（1323）七月日付庭中申状提出に及んだ（一六号）。さらに別の同年月日付申状で友貞は、安楽寺雑掌祐舜が「支状」を提出し友任が請文を進めたことを記して、友任と祐舜の濫訴停止を求めた（一七号）。その上で友貞は同年八月日付で雑掌祐舜の訴えに対して陳状を提出した（一八号）。

友貞の陳状をみると論点は多岐にわたるが、前記の雑掌の主張のうち、①・②に対しては（ア）国分寺領は友貞の累代相承の地であり、下地は御家人領として、（イ）関東御公事を勤仕し、本所年貢は請所として京進し請取状等がある、（ウ）昔から各別に預所と号して補任する例はない、（エ）御家人領のこと（前記の（ア）でも記す）は天福・寛元・宝治・正応の関東御下知御教書が嚴重の上、殊に五社興行の時にその法を定め下された、（オ）どうして何の罪咎などもなく友貞重代相伝の所領を本所より友任に命じることができるだろうか、（カ）応長元年に友任は亡父道本から義絶され、すべて友貞に譲与された、（キ）年貢対捍については不実（前記（イ）の主張を詳論）などと反論している。

付言すれば、前記の（エ）の五社興行の時に定め下されたその法というのがいま検討している元亨三年（1323）八月日付国分友貞陳状に副えられた具書案の一つ、「一卷く五通 天福・寛元・宝治・正応関東御下知御教書并五社興行御事書案」（〈〉は割注）の「五社興行御事書案」に相当し、渡邊氏によると、この事書案が〔史料2〕の「宇佐宮領条々」から「同可令致其沙汰也」までの部分であり、それに続けて「此沙汰」以下の記述があるという（19）。

次に、前記の雑掌の主張③に対しては、（ク）友任が去年十二月に国分寺領に押し寄せ放火以下の悪行を行ったので、守護方は退座のため「公方」（鎮西探題）に提訴し、友任が請文に及ばないので違背の篇で沙汰に及ぼうとしたところ、雑掌祐舜が提訴し、その後で友任が前記のような請文を提出した、雑掌祐舜が友任の所行を友貞の所行と掠め申すのは祐舜が友任の語を得ているからではないか、（ケ）御家人領として（前記の（ア）でも記す）関東御公事を勤

仕している（前記の（イ）でも記す）のは御下知御教書に明白であるなどと記して反論している。

雑掌の主張④に対しては、（コ）友任は亡父道本義絶の仁で当寺領は道本が友貞に譲与し当知行のところ（前記の（カ）でも記す）、友任が放火以下の狼藉をするので、守護が退座のため、御家人として公方（鎮西探題）に提訴しており（前記の（ク）でも記す）、もっとも正路のところ、雑掌祐舜が支え申すのは謂れのないことである、重代御家人を甲乙人と称するのは悪口の専一、どうしてその咎を逃れるべきや、と。同じく⑤に対しては、（サ）道本の譲を得て知行している友貞が、亡父の素意に背いて不孝の友任に同心し表裏の沙汰をするだろうか、友任が祐舜に同心しているのは明らかなどと記して反論している。ただ、下地をめぐる（サ）の反論は、雑掌の主張⑤に対して議論が噛み合っていないように思われる。

雑掌の主張⑥に対しては、（シ）友任の件に関して名主等があれこれ言い逃れをして年貢を抑留したので提訴したのである、本所敵対という不実を構え、重代の御家人を考えもなく追放されるべきと、どうして濫訴に及ぶべきであろうか、などと記し反論している。

最後の雑掌の主張⑦に対しては、（ス）仏神事所役はまったく懈怠無しと記し、年貢未進については前記の（イ）・（キ）で記して反論している。

その後、〔史料2〕の「此沙汰」以下に記す展開となった。この部分について検討する前に、以下の点を付け加えておこう。渡邊氏によると、安楽寺側の主張には、神領興行法の適用で神領返還を求めるという論点はなく、副進文書にもそれに該当するものはないという。このことは前記の説明でも確認できる。それに対して国分友貞の陳状では御家人としての立場を強調し、国分寺領は御家人領で友貞重代相伝の所領であることなどの根拠として〔史料2〕の「但雖為一円神領、自天福・寛元以前、充其所勤来御家人役之地者、今更不可有相違」という規定などをひいているという。

また、前記の元亨三年（1323）八月日付国分友貞陳状の奥に付された注記によると、「私但此陳状者、大保六郎入道之許被上之處、其後不請取雑掌之間、永利殿取給之テ、国分殿御方仁被進畢、為不審注之」（一八号）とあり、彼の陳

状は奉行人大保六郎入道に提出されたが、安楽寺雑掌が請け取らず友貞に返されたということであろうという。そこから渡邊氏は、この陳状及び副進された「宇佐宮領条々」から「同可令致其沙汰也」までの箇所は、「入門」に提出されていなかったと考えられるという（20）。ここでは陳状の交換がなされていないという点に大きく注目しておこう。

では、「此沙汰」以下の記述について検討する。渡邊氏によると副進文書の構成から考えて「此沙汰」以下の記述は「宇佐宮領条々」のみにかかるのではなく、国分友貞陳状ないしはその相論全体にかかる記述という。どちらにかかるとしても〔史料2〕によると、元亨三年（1323）九月八日の「入門御引付」に両方（国分寺雑掌と国分友貞）（21）を召し合わされて（傍線①）、旨趣は奉行人が披露し（傍線②）、同月十六日の「御評定」で判決が確定したことがわかる。確定した内容を文書化したのは、「入門御引付」で旨趣を披露したのと同じ奉行人であった。

この「入門御引付」の解釈は難しいが、本稿では「入門」の「御引付」つまり「入門」という手続きによる「御引付」の場に訴人と論人が召し合わされ審理を行ったと理解しておきたい。この「入門」は（ア）肝要を勘える（手続き）の用法として理解しておこう。重要な点は、この「入門」の語句が、訴人と論人の双方からすでに確認したように訴陳状の中で主張されていないことである。そこからこの「入門」による対応は裁く側である鎮西探題が採用した手続きであることがわかる。

また、訴人は論人の陳状を受理しなかったであろうという渡邊氏の指摘をふまえて奉行人が「旨趣」を「披露」（傍線②）という記述をみると、この場合には「両方被召合」と記述されていることから、訴人と論人の対決（問答）の中で訴状（あるいはこの事例では、受理した訴状と陳状）をもとに担当奉行側で「入門」つまり肝要な点を勘えた「旨趣」を披露し、〔史料2〕をみると、この披露によって結論に至ったものとみられる。なぜならその後、同月十六日の「御評定」に合い、同じ奉行人が「入門御引付」の結果を披露して御教書の発給に至っており、評定が終わるまで、この審理が紛糾したようには読み取れないからである。

ここで、論人側の陳状が訴人側に渡らない状況で対決（問答）が行われている点については、後で検討を加える〔史

料3・7]の事例が参考になる。そこでは、訴えをうけて、論人による陳状提出を確認できない中、訴人と論人の対決(問答)に移行しているからである。これらの二例の場合、論人側の主張は対決(問答)の場で確認されたものと思われ、[史料2]の事例でも陳状が訴人側にわたっていないが、陳状に記された論点は「入門」手続きによる引付の場で少なくとも論人側から主張されたと判断される。

では、「入門」手続きで論点とされた内容とは何であろうか。評定の結果を通して推測してみよう。「入門」手続きによる審理の結果が評定で判断されたとみられるからである。[史料2]の記述によると、評定では年貢は本所雑掌に請取るべし、下地においては理非に入り番うべき旨を奉行人契道が披露し御教書発給に至ったという。ここでは年貢と下地の二点を論点として審理がなされていた。とすると、この二つの論点こそ、裁く側が勘えた肝要、つまり訴人と論人が対立している大切な要点(肝要)と裁く側が判断した内容だったと推測される。前述した多岐にわたる争点が年貢と下地の二点に整理されていたといえよう。この事例ではこの評定の結果をふまえて発給された元亨三年(1323)九月十六日付鎮西御教書案が現存している。そこには「安楽寺領薩摩国々分寺友貞濫妨狼藉事、就 論旨・六波羅施行、有其沙汰之處、於下地者、可依相論落居之旨、雑掌申之上、不及子細、至于年貢者、可被渡沙汰雑掌也、仍執達如件(二二号)とあって「入門」の語句は記されていない。評定の結果を記した鎮西探題の発給文書からだけでは「入門」手続きはうかがえないこと、「入門」手続きで双方が承伏しない(この場合は雑掌が承伏していない)内容(下地をめぐる論点)については「入理非可番」(「可依相論落居」という対応がとられたことがわかる。

表1

	訴人	論人
年貢	①・②・⑥・⑦	イ・キ・シ・ス
下地	③・⑤	ア・エ・オ・カ・ケ・コ・サ

ここで、大まかではあるが前述した訴人と論人の主張を年貢と下地の二つの論点に分けて整理し番号と記号で見ると表1のようになる。対立する双方がそれなりに二つの論点を共有していることがわかる。

[史料2]の検討によって「入門」とは、訴人と論人が対立している大切な要点(肝要)とは何かについて裁く側が勘える、言い換えれば裁く側が対立する論点を導き出す、あるいは発見する手続きであり、ここでは対立する双方の主張や証拠文書の中から訴人と論人で共有する(あるいは共有できる)論点を裁く側で発見し、その論点に即して迅速な審理を行うことが重要だったのではなかろうか。

以上、[史料2]の再検討によって、「入門」の要求は相論に関わる両当事者から主張されてはおらず、ここでは鎮西探題側の判断で引付の場において採用され、そこには訴人と論人が召し合わされ、審理がなされていたことを確認した。

参考までに、その後の展開をみておこう。すでに確認したように年貢については安楽寺側の勝訴となり、鎮西探題は未進年貢の納入を命じ、下地に関しては相論が続いた(二二号)。しかし、国分友貞は同年十一月日付で担当奉行の交代を求めて庭中に及んだ(二四号)。理由は先の担当奉行契道が訴陳を究めず対応したためであるという。下地と年貢の相論が同時に行われる場合、両方の訴陳を究めた後に裁許すべきなのに、下地の相論が決着をみないのに年貢のみを先に裁決したことを含む四項目を根拠としたものだった。結局、年貢については友貞が納めるという請文を正中元年(1324)十二月晦日付で提出し(三四号)、年貢・下地について同じ日付で領家の菅三位家が和与状を出し、その後和与の論旨を武家に下し、鎮西探題が和与の下知を出すことで友貞と安楽寺の争いは決着した(三一・三三・三五～四〇号)。

これらの経過をみると、論人の国分友貞の庭中によって紆余曲折があったようにみえる。確かに評定で判断された年貢の内容が不明なため断定はできないが、「入門」手続きによる審理結果はそれなりに機能していたのではなかろうか。そもそも庭中という提訴自体、[史料2]で確認した評定での結論を否定するものではない。和与の内容をみる限り、「入門」手続きで得られた結論、年貢は友貞が納

め、下地はこれから審理するという裁決の枠組みが変更されてはいないからである。

小括

第 1 章と第 2 章で検討した内容を整理する。

- 1) 第 1 章では「沙汰未練書」にみえる「入門」という語句の理解に検討を加え先学の解釈を整理し、石井良助氏の理解をふまえ、「入門」の用法については異本の割注に注目すると、裁く側の用法として (ア) 肝要を勧える (手続き) と (イ) 肝要の二つがあり、(ア) の用法の成立が早いとみられること。
- 2) 第 2 章では〔史料 2〕の「入門」史料を検討し、この事例は裁く側が採用した「入門」手続きと判断でき、そこでは「入門」による審理の場に訴人と論人が召し合わされ、担当奉行人が旨趣を披露、言い換えれば裁く側で対立する訴人と論人が共有する (あるいは共有できる) 論点を発見し (肝要を勧え)、解決をめざしていたこと。具体的には担当奉行のもとで対立する訴人と論人が共有していた論点、〔史料 2〕では年貢と下地の 2 項目に即して審理がなされ裁決に至ったと理解できること。
- 3) 訴人と論人の双方で合意できなかった論点、〔史料 2〕では下地については、新田氏の指摘のように新たに「入理非」という手続きに移行していたこと。

注

- (1)、『増補 中世武家不動産訴訟法の研究』高志書院、2018 年、259 頁注 (470)、初版は 1938 年。
- (2)、『日本中世法史論』東京大学出版会、1979 年、317～8 頁。
- (3)、『日本中世の社会と法』(東京大学出版会、1995 年、初出は 1993 年) 36 頁以下、特に 40～1 頁。なお、新田氏の「入門」に関する理解は、特に断らない限り前掲の新田氏の著書第 1 章による。
- (4)、新田前掲注 (3) 著書 60 頁。
- (5)、新田前掲注 (3) 著書 67 頁注 (79)。
- (6)、新田前掲注 (3) 著書 61 頁。
- (7)、「中世法における「入門」の意味」(『国学院大学日

本文文化研究所紀要』87 号、2001 年) 69 頁。

- (8)、この作業は直接には訴人と論人の主張を整理することで対立する論点を明確にし、その論点に対して裁く側がどのように対応したかを明らかにするために行うものであるが、新田氏が指摘される「切り札」の再検討にもつながるものである。この点については、渡邊正男「正和の神領興行法」と「入門」(『鎌倉遺文研究』13 号、2004 年) 57 頁において「正和の神領興行法」を適用する裁許の多くが、「入門」の語は見られないにも関わらず、当該所領が神領か否か、訴論人に神領を知行する「器量」があるか否かという、いわば「切り札」に基づく判断形成と類似のあり方を行っている点を考慮するべきであろう。鎌倉時代末期の、訴訟における判断の基準と判断のあり方の変化については、いますこし慎重かつ広範な検討が必要であろう」という指摘や、摂津国輪田荘のうち西方領家職をめぐる本家九条家と領家の争いを題材に、新田氏の指摘にある「切り札」が「切り札」として確定されていく過程を鎌倉末期のあり方に即して詳細に検討した黒瀬にな「優先的判断事項の争奪と出訴方法—鎌倉末期公家訴訟にみる「沙汰之肝要」設定の実態—」(『法制史学会 70 周年記念若手論文集 身分と経済』慈学社出版、2019 年) が参考になる。黒瀬論文等については西村安博氏のご教示、複写論文のご惠贈を得た。ここに記して謝意を表する次第である。

なお、ここで引用した渡邊氏の指摘、「入門」の語は見られないにも関わらず、「切り札」に基づく判断形成と類似のあり方という点については、新田一郎氏による以下の指摘がなされている。すなわち「切り札」の運用という論理形式は、「入門」手続きにのみ見られるものではなく、「召文違背之咎」を理由とした判決や、「不論理非の論理」によった判決一般についてみると、「それらは或る「切り札」の適用によってそれ以上の「理非」を問う余地を与えず判決を下すという点を捉える限りでは、「入門」手続きにおける「肝要」の沙汰の論理と共通点をもつとすることはできても、それ自体直ちに「入門」手続きというわけでは必ずしもない。「入門」手続きは、提出された論点を基に事

案に審理を加える最初の段階で、限定された論点について「肝要」の沙汰がなされうる、特定の「手続」である、と(前掲注(3)著書40頁、傍線は引用者による)。ここからは、「入門」手続が相論の初期の段階で限定された論点について審理を行い、双方の承伏が得られない場合には「入理非」の手続によって論点の拡張の可能性を想定しうるのに対して、「召文違背之咎」や「不論理非の論理」による判決は「入門」手続と類似する論理形式を持ちながら、「入理非」の手続への可能性を通常想定していないとみられている(この点、上記引用の傍線部分「それ以上の「理非」を問う余地を与えず判決を下す」という箇所を参照)という違いを読み取ることができそうである。以上の理解にして誤りなしとすれば、そして「切り札」がそれだけで最終の判決を下すことができる決め手となるものとするならば、「切り札」とは「入門」手続よりも「召文違背之咎」や「不論理非の論理」によった判決にこそ相応しいといえるのではなかろうか。

- (9)、石井前掲注(1)著書259頁注(470)。
 (10)、笠松前掲注(2)著書313頁。参考までに「入門」について『第二版 日本国語大辞典 第一巻』(小学館、2000年)1385頁をみると、1. 入り口、2. 仏門、学芸に入っていく筋道、3. 中世の訴訟手続で、根本の理非に入らず一方の申状の要点のみを審査して決着させる手続、を記す。この3番目の意味が本稿の検討対象である。『時代別国語大辞典 室町時代篇1』(三省堂、1985年)の「イリカド」については、新田前掲注(3)著書46頁注(42)、長又前掲注(7)論文51頁参照。
 また、笠松氏執筆の『日本史大事典 1』(平凡社、1992年)611頁の「入門」の項目をみると、ここでも「入門」と「入理非」との「相対立する裁判理念」という理解に変更はなく、「入門」という語句が記述され始める時期に注目して二つの裁判理念の日本史上での位置づけがなされている。
 (11)、新田前掲注(3)著書28頁で新田氏は「「入門」の沙汰は、事案そのものの内容に立ち入ったものというよりは、原判決に対する越訴申状の反駁の可否を予備

的に審理するものと考えられ、となれば割注に「肝要事也」とするよりはむしろ異本の「勘肝要也」を採用して石井氏の解釈につくのがさしあたり妥当なところであろう」と指摘されている。

- (12)、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』岩波書店、1957年、430頁。
 (13)、石井前掲注(1)著書255頁以下。
 (14)、新田前掲注(3)著書27頁以下。
 (15)、長又前掲注(7)論文52頁以下。
 (16)、長又前掲注(7)論文54頁。
 (17)、ここでいう「内談」と越訴方に関する関係については、さらに検討の必要がある。
 (18)、〔史料2〕は『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ六』p174~5ほかにも収録。同書は〔史料2〕を「国分文書」として収録するが、「国分文書」は「国分氏古文書 上」、「国分氏古文書 下」の題僉のある卷子などとして現存しているという(同書「解題」(執筆は五味克夫氏)6頁)。以下、本稿における渡邊氏の指摘はすべて前掲注(8)論文による。なお、「宇佐宮領条々写」に記された正和の神領興行法に関わる箇所と「入門」の関連を指摘する先行研究についても同論文を参照されたい。
 渡邊氏によると〔史料2〕の「此沙汰」以下の記述末尾の「奉行人大保六郎入道契道被成之」(〔史料2〕の傍線④)は、前の文から若干行間をとって小さめの文字で副進文書の一つである元亨三年(1323)九月十六日付鎮西御教書案に添えて書かれており、鎮西御教書案に対する注記であるという。
 また、古澤直人氏は「正和の神領興行法について」という章で〔史料2〕に言及し、『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、1955年)の編者の指摘(413頁補注(102))をふまえ「此沙汰」以下の部分は「おそらく、安楽寺雑掌祐舜と国分友貞との「下地」および「年貢」をめぐる相論」に適用されたものであろうと指摘されていた(「鎮西関係鎌倉幕府裁許状に関する二、三の論点一本所一地頭御家人間相論を中心に」『西南地域史研究』6号、1988年、32頁)。
 (19)、渡邊前掲注(8)論文54頁。

- (20)、渡邊前掲注(8)論文56頁。雑掌が論人の陳状を受け取らなかったことについてはすでに、古澤前掲注(18)論文33頁に「この「入門」成敗に先立ち、八月日付で友貞が陳状を奉行大保契道の許に進めたところ、雑掌側がそれを請取らず」との指摘がある。
- (21)、古澤氏は〔史料2〕の「両方」について「(両方申状を)」と解釈し、「(両方申状を)入門の引付に召合せて」と指摘された(前掲注(18)論文32頁、傍

点は省略した)。

【付記】

本稿は平成31年度(2019年度)科学研究費補助金基盤研究(C)(一般)「日本中世の裁判手続における事実認定と手続的判断に関する法制史的研究」(研究代表者 同志社大学法学部教授西村安博)の研究分担による成果の一部である。